

特定健康診査・特定保健指導

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査である「特定健康診査」と、その健診結果から生活習慣の改善が必要と判断された方に対して生活習慣の改善をサポートする「特定保健指導」を実施します。

【利用対象者】 40歳から75歳未満の組合員及び被扶養者

特定健康診査

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病の予防を目的とした健診です。

(1) 受診方法

組 合 員	定期健康診断又は当支部実施の人間ドックの受診により、特定健康診査に代えます。
任意継続組合員 被 扶 養 者	当支部が発行する「 特定健康診査受診券（セット券） 」を利用して受診できます。
短 期 組 合 員	<p>① 医療機関（特定健診等実施機関）に予約の上、セット券を持参して受診する。</p> <p>② 市町で実施する集団健診にセット券を持参して受診する（予約等はお住まいの市町へ問い合わせてください。）。</p> <p>③ 人間ドック受診時にセット券を使用する（自己負担が発生します。セット券の利用可否、自己負担額及び予約等については健診機関にお問い合わせください。）。</p> <p>※ 特定健康診査受診に係る自己負担はありません。</p> <p>※ セット券は7月上旬～7月中旬に御自宅に送付予定です。年度途中に加入された方で、受診を希望される場合は当支部まで御連絡ください。</p> <p>※ 職場の定期健康診断を受診した場合、セット券を利用せず人間ドックを受診した場合は、健診結果の写し、質問票、未使用のセット券を当支部に提出することで特定健康診査の受診に代えることができます（短期組合員は、提出不要です。）。</p>
	セット券を紛失される方が多くいます。お気を付けください!

(2) 検査項目

基 本 項 目	身 体 計 測	身長、体重、腹囲、BMI を測ります。	
	診 察 等	視診、触診、聴打診などを行います。	
	問診（質問票）	現在の健康状態、生活習慣等を伺います。	
	血 圧 測 定	血圧を測り、循環器系の状態を調べます。	
	血 液 検 査	血 中 脂 質 検 査	中性脂肪や善玉・悪玉コレステロールを測定します。
		肝 機 能 検 査	肝細胞の酵素を測定し、肝機能などの状態を調べます。
血 糖 検 査		空腹時血糖または HbA1c を測定します。	
	尿 検 査	腎臓、尿路の状態を調べます。	
詳 細 項 目	貧血検査 心電図検査 眼底検査 血清クレアチニン検査	前年度または今年度の特定健康診査の結果により、医師が必要と判断した場合、詳細な項目を調べます。	

(3) 個人情報の取扱いについて

当共済組合が保有する個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、公立学校共済組合個人情報保護規程（平成5年12月17日制定）、個人情報保護方針（平成17年3月16日制定）その他関係法令を遵守し、厳重に管理します。

健診結果については、個人を特定する項目を削除した上で、検査数値を統計的に使用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣の改善が必要と判断された組合員及び被扶養者の方に対して、将来の疾病（脳卒中・心筋梗塞・糖尿病等）を予防することを目的に、保健師・管理栄養士等の専門職が生活習慣の改善をサポートします。（特定保健指導は令和6年度も**無料**で受けることができます。）

特定保健指導には、動機づけ支援と積極的支援があります。

(1) 特定保健指導の対象となる方



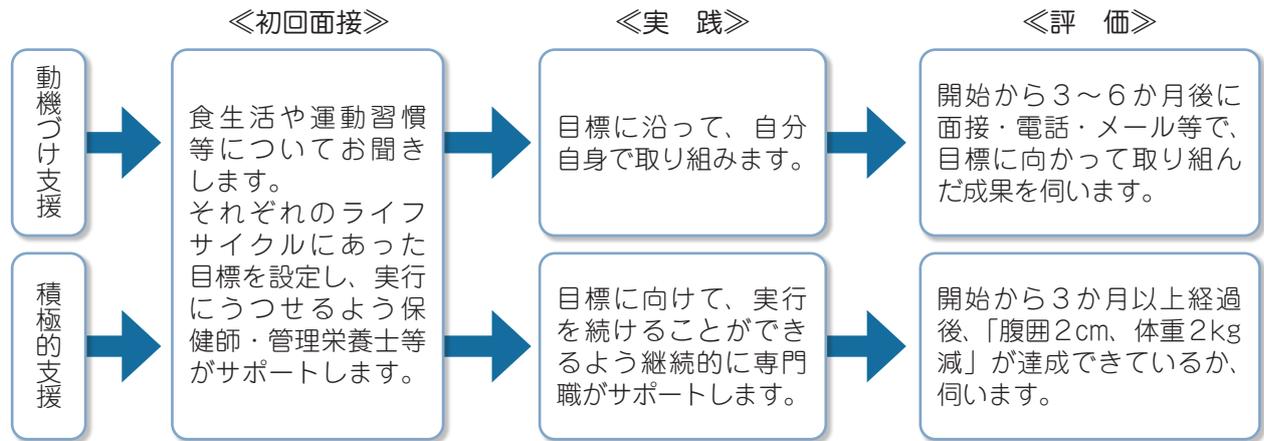
生活習慣を見直すきっかけにしよう!

腹囲	追加リスク※ 血糖・脂質・血圧	喫煙歴	指導レベル	
			40～64歳	65～74歳
男性85cm以上 女性90cm以上	2つ以上該当	—	積極的支援	動機づけ支援
	1つ該当	あり ない		
男性85cm未満 女性90cm未満 でもBMIが25以上	3つ該当	—	積極的支援	動機づけ支援
	2つ該当	あり ない	動機づけ支援	
	1つ該当	—		

※ 追加リスク

- ①血糖:空腹時血糖 100mg/dl以上 又は HbA1c(NGSP 値)5.6%以上
- ②脂質:中性脂肪 150mg/dl以上 又は HDLコレステロール40mg/dl未満
- ③血圧:収縮期 130mmHg以上 又は 拡張期 85mmHg以上

(2) 特定保健指導の内容



(3) 利用方法

特定保健指導の対象者には、健診機関、委託実施機関又は当支部から連絡します。

実施方法	対象者	利用方法
①人間ドック型 (当日型・後日型)	組合員	特定保健指導を実施している健診機関で人間ドックを受診された方は、当日中又は後日にその健診機関で特定保健指導の初回面接を受けることができます。 なお、健診機関が特定保健指導を実施していない場合は、②又は③の方法で特定保健指導を受けることができます。
②所属所訪問型 ICT型	組合員	委託実施機関*の保健師等が所属所に訪問、もしくは、遠隔で実施し、特定保健指導を受けます
③健診機関型	組合員 被扶養者	広島支部から「特定保健指導利用券」を発行しますので、利用の際は御連絡ください。利用券発券後、特定保健指導実施健診機関へ直接電話予約の上、特定保健指導を受けます。

* 委託実施機関:令和5年度はSOMPOヘルスサポート株式会社で実施しています。